

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成30年11月7日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人衆園SHUON

(2) 代表者名

中原 登世子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区小稲荷町85番地6 ザ・テラス京都グランターミナル201

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、高齢者や障がい者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安全のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、高齢者・障がい者の福祉の増進と福利厚生の実を充実を図ることを目的とし、その目的に資するための事業を行う。

2 申請年月日

平成30年10月25日

(文化市民局地域自治推進室)